

時

刑事司法IT化に向けた 立法過程にみる既視感(déjà vue)

評



神奈川大学・弁護士
白取祐司

2022年3月15日、法務省に設置された「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」の「取りまとめ報告書」が公表された。法務省は、これを受けて同年6月27日、法制審刑事法(情報通信技術関係)部会に諮問した。現在、この部会で毎月1回くらいのペースで審議が進められている。目指されるのは「効率化、非対面化・遠隔化」で、具体的には、令状等の電子化+オンライン化、ビデオリンク証人尋問の拡大、証拠開示の電子化+オンライン化などの実現が構想されている。

たしかに、日本の刑事司法はアナログで、書類の送付はFAXが多用されるほか、書類1枚を提出したり受け取るために裁判所まで出向くことを余儀なくされてきた。IT化によって利便性が飛躍的に向上したら、それはそれで結構なことである。しかし、進行中の部会審議で実現しようとしている「IT化」の中身には問題が多い。たとえば、電子令状の発付がオンライン化する結果、捜査機関は令状請求のための請求書と資料データをオンラインで送り、裁判官は記名押印に代えて電子署名をして送り返す。令状の呈示も、令状の

記載画面を示すだけで足りることになりそうである。勾留質問も、被疑者が留置されている場所から移動せず、遠隔で裁判官によって行う。ビデオリンクによる証人尋問を、現行法の制約を超えて拡張する。証拠開示も、電子データの複製・拡散のリスクにかんがみて、閲覧・謄写が制限される可能性がある。このように、「IT化」の法制化には種々問題があるから、立法にあたっては慎重の上にも慎重にしなければならない。

しかし、現在審議され検討されている項目は広範囲に及び(上記「報告書」は本文だけで45頁に及び)、その中には、刑事手続で取り扱う書類のオンラインによる発受のように、早期実現が望ましい項目もある。被疑者・被告人が勾留に対する準抗告を行ったり保釈請求する場合、原本を裁判所に提出しなければならないとされていて(刑訴法431条)、FAXやメールで代替することは許されない。したがって、過疎地の弁護士は、この原本提出のために、何時間もかけて裁判所まで出かけることになる。北海道の稚内市に事務所があり(被疑者も稚内市内の警察署)、勾留に対する準抗告を行う場合、弁護士は片道250キロ遠方にある旭川地裁に原本を携えて自家用車で出向かなければならない。時間にして4、5時間、冬季間であればホワイトアウトによる視界不良や路面凍結による交通事故の危険を覚悟でさらに長時間の移動を余儀なくされる。IT化によってこれらが解消されることへの期待から、過疎地の弁護

士会は、IT化に一定の理解を示す(2021年11月8日・道弁連ほか「司法過疎地域における刑事弁護をより充実させるための制度設計及び法令改正を求める共同声明」)。問題は、書面のオンライン発受のような、当然に早期実現が図られるべき課題と電子令状のような捜査権強化に結び付く問題がワンセットになっていることだ。ここで想起されるのが、2016年の刑訴法改正である。

このときの改正は、当初は取調べの可視化や被疑者国選弁護の拡充が図られるはずが、これらとワンセットになって、通信傍受法の改正、日本版司法取引制度の導入など、“焼け太り”とも言われた捜査権の拡充・強化が行われた。このときの法制審「新時代の刑事司法制度特別部会」の委員だった周防正行監督によれば、事務局は可視化など議論してきた9項目すべてにおいて「個別に賛否を執ることはしない」としていたため、「取調べの録音・録画制度には賛成だが、通信傍受の合理化・効率化には反対だとしても答申に反映させることはできない」「すべてがパッケージとなる」答申になると説明され困惑したようだ(周防正行『それでもボクは会議で闘う』[岩波書店、2015年]199頁)。

このやり方が、今回も踏襲された。誰が考えても早急に導入したほうが良いと思われる訴訟書面のオンライン発受は、電子令状と切り離して早く立法化すればいいのに、それをしない。「すべてがパッケージ」方式の不正義が、また繰り返されようとしている。(しらとり ゆうじ)